

桜台連合自治会 会則

第1条（名称） この会は、桜台連合自治会（以下会）という。

第2条（構成） この会は桜台地区に所属する自治会をもって構成する。

第3条（目的） この会は、加盟自治会の自主性を尊重しながら、相互の親睦と生活の向上を図り、地域の環境をより良くすることを目的とする。

第4条（事業） この会は、第3条の目的を果たすため次の事業を行う。

- ①各自治会との調整に関する業務
- ②各自治会における目的達成のための事業
- ③地方自治への反映に関する事業
- ④桜台会館運営に関する業務
- ⑤その他会の目的に沿う事業

第5条（役員その他）

(1) この会に次の役員を置く。

- ①会 長…………… 1名
- ②副会長…………… 1名
- ③書 記…………… 1名
- ④会 計…………… 1名
- ⑤幹 事…………… 若干名

(2) この会に次の代議員を置く。

- | | |
|-------------------|-----|
| ①各自治会から新旧役員である代議員 | 各3名 |
| ②各自治会から会員である代議員 | 各2名 |

第6条（任務） 役員の仕事は次のとおりとする。

- ①会長は本会を代表し、会務を統括する。
- ②副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- ③書記は会議の議事を記録し、通知事項の作成に当たる。
- ④会計は会の経理を司る。
- ⑤幹事は役員会に出席し、自治会の意思を反映する。
- ⑥代議員は総会に出席し、自治会の意思を反映する。

第7条（任期） 役員及び代議員の任期は1年とし、再選を妨げない。

第8条（選出方法） 役員は各自治会長の互選により選出決定する。但し、会長の選出は次による。

- ① 会長を自治会長より選出する場合は、各自治会長の互選により選出・決定し、原則として所属自治会の役員を兼務しない専任とする。

但し、会長が専任できない場合は所属自治会の役員を兼務することができる。

- ②会長を役員経験者より選出する場合は、各自治会長の協議により選出・決定する。

第9条（役員会） 役員会は第5条に定める役員で構成し、審議検討を行う。

第10条（相談役）

- (1) この会の事業を円滑に推進するため、相談役を置くことができる。相談役はこの会の役員経験者の中より役員が委嘱する。
- (2) 相談役は必要に応じて、会長の要請により会議に出席し意見及び助言を述べることができる。

第11条（総会）

- (1) 総会は役員及び代議員で構成し、会の最高決議機関とする。
- (2) 総会は年1回開催し過年度の事業報告、会計報告、会計監査報告を行い、新年度の事業計画、予算を審議する。
- (3) 代議員の過半数の要求があるとき、又は会長が必要と認めた時は、臨時に総会の開催ができる。

第12条（決議）

- (1) 総会の成立には、3分の2以上の出席を要し、議決は出席者の過半数の賛意に依る。委任状の提出者は出席したものとみなす。
- (2) 議決の可否が同数のときは議長が決する。

第13条（会計監査）

総会で当年度の会計監査員2名を選出し、会計監査員は1年度1回以上、会計の監査を行い、これを総会に報告する。その任期は1年とする。

第14条（会費） この会の会費は次の通りとする。

①一般会員会費（月額1戸当り） 300円

②法人会員会費（年額1法人当り） 20,000円

但し、20,000円の内10,000円は所属自治会の会費とする。

③交付金・寄付金

総会の決定により必要に応じて臨時徴収することができる。

第15条（異動） 会員に異動が生じた場合、自治会長は速やかに会長にその旨届出なければならない。

第16条（会計年度）

この会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第17条（改廃） この会則の改廃は総会の議決による。

附則

第1条 この会則は昭和51年10月1日より効力をもつ。

第2条 この会則に定めなき事項について疑義を生じた場合は、役員会で審議決定する。

昭和53年1月 1日	一部改正
昭和58年1月22日	一部改正
平成 元年1月22日	一部改正
平成 2年1月21日	一部改正
平成 3年1月20日	一部改正
平成 5年4月18日	一部改正
平成 7年4月16日	一部改正
平成11年4月18日	一部改正
平成27年4月11日	一部改正